

概要版

# 鹿児島県 森林・林業振興基本計画



「未来につなぐ多様で健全な森林づくり」と  
「人が輝き地域が潤う林業・木材産業の実現」  
を目指して



平成 31 年 3 月



# 1

## 改定の趣旨

鹿児島県森林・林業振興基本計画(以下、「基本計画」という。)は、中・長期的な視点に立って、本県の森林・林業・木材産業のあるべき姿を示し、それを実現するための施策の推進方針等を明らかにすることを目的に、平成10年3月に策定し、その後、社会情勢の変化等を踏まえ、平成23年3月に改定しました。

改定から8年経過する中、本県のスギ・ヒノキの人工林は本格的な利用期を迎え、木材生産の主体も間伐から主伐に移行するとともに、木質バイオマス発電施設の操業開始や木材輸出の増加などにより木材需要量は大幅に増加してきており、平成28年度の木材生産量は105万 $m^3$ に達し、目標としていた100万 $m^3$ を上回りました。

また、国においては、平成28年5月に「森林・林業基本計画」を改定し、平成30年5月には「森林経営管理法」を制定するとともに、県においても、平成29年12月に「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」を制定し、平成30年3月には「かごしま未来創造ビジョン」を策定しました。

このように森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化してきていることから、予定していた改定時期(2020年度)を前倒しし、今回、基本計画の改定を行いました。

# 2

## 性格と役割

この基本計画は、「かごしま未来創造ビジョン」や国の「森林・林業基本計画」等を踏まえ、中・長期的な展望に立った本県の森林・林業・木材産業の目指すべき姿とその実現に向けた施策の推進方針等を示すものです。

# 3

## 目標年度

この基本計画は、平成29(2017)年度を基準年度とし、概ね30年後の姿を見据えながら、10年後の2028年度を目標年度とします。

また、計画期間中であっても、森林・林業を巡る情勢の変化等に柔軟かつ適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

# 4

## 森林・林業を取り巻く諸情勢

### (1) 森林・林業を取り巻く情勢の変化

#### ○ 森林経営管理制度(新たな森林管理システム)

国においては、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として、平成30年5月に「森林経営管理法」が制定されました。

同法は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と「意欲と能力のある経営者」をつなぐ、新たな森林管理システムを構築していくものです。



## ○ 林業の成長産業化に向けた取組

国の「森林・林業基本計画」においては、林業・木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業に転換する「成長産業化」を早期に実現することが極めて重要であるとし、そのための対応方向等を定めています。

また、国は、林業の成長産業化に向けて、平成 29 年度に「林業成長産業化地域創出モデル事業」を創設し、全国にモデルとなる「林業成長産業化地域（28 地域）」を選定するとともに、川上から川下までの参画者が一体となった取組を支援しており、本県でも、大隅地域がモデル地域に選定されました。

## ○ 木材利用をめぐる新たな動き

国産材の需要を創出するため、従来、国産材が多くは使われていなかった分野において、新たな製品や技術の開発が進んでいます。

- ・ C L T（Cross Laminated Timber：直交集成板）

C L Tは耐火性や強度、施工性が優れた建築資材で、中高層建築物の木造化や鉄骨造りの建築物の床や壁への利用が見込まれています。

- ・ ツーバイフォー（2×4）工法部材

平成 27 年 6 月の J A S 規格の改正により、国産のスギ、ヒノキ、カラマツを使用した新たな区分が設定され、それぞれの樹種の特性や強度などが適正に評価されるようになったことから、当部材への国産材の利用拡大が期待されています。

- ・ 木質バイオマスのマテリアル（素材）利用

平成 29 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2017」では、実用化が期待されるセルロースナノファイバーやリグニン等について、国際標準化や製材品化等に向けた研究開発を進めることが掲げられており、国においては、その実用化や利用拡大に向けた取組が進められています。

- ・ 木材輸出をめぐる新たな動き

最大の輸出先である中国では、平成 29 年から商業ベースでの天然林伐採が全面的に禁止されるとともに、木造建築の設計基準（木構造設計規範）が改定され、平成 30 年 8 月には、日本産のスギ・ヒノキ・カラマツが住宅用の構造材として利用可能となったことなどから、我が国の製材品等に対するニーズが高まるものと考えられます。

## ○ 国際的経済連携協定の締結

経済のグローバル化に伴い、近年、国際的な経済連携協定が相次いで合意されました。今後、合板や構造用集成材等の関税が段階的に撤廃され、競合する国産の製材品等への影響が懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の実施が必要となっています。

このため、国においては、平成 29 年 11 月に「総合的な T P P 等関連政策大綱」を改訂し、木材加工施設の生産性向上支援や間伐、路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施と併せ、木材製材品の消費拡大対策等を総合的に推進しています。

### ○ 持続可能な森林経営に関する国際的な取組への貢献

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」では、ターゲットとして、2020 年までに持続可能な森林経営の実施を促進し、世界全体で植林（再造林含む）を大幅に増加させること等が盛り込まれています。

我が国においても、平成 28 年 12 月、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、その中で、資源の循環利用に向けた林業の成長産業化、森林の有する多面的機能の発揮等に向けた持続可能な森林経営などの施策を推進していくこととされています。

### ○ 地球温暖化対策の取組と森林・林業の役割

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、平成 30 年 12 月の COP 24 では、2020 年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施方針が採択されました。

国においては、平成 28 年 5 月に、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、本県においても、平成 30 年 3 月に「県地球温暖化対策実行計画」を改定し、森林吸収等による温室効果ガスの削減目標を設定しました。

### ○ 「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」の制定

森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるとともに、森林資源が将来にわたり活用され、地域が発展することを目指して、平成 29 年 12 月に「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例（通称：かごしまみんなの森条例）」が制定されました。

本条例では、森林資源の循環利用に関する県の責務や森林所有者等の役割などを明らかにするとともに、これを推進していくための施策の基本となる事項を体系的に定めています。

## (2) 本県の森林・林業の現状と課題

| 区分               | 現 状   | 課 題   |
|------------------|---|---|
| 森<br>林           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の64%が森林で、そのうち47%を占める人工林の9割以上が利用可能な林齢</li> <li>・人工林伐採面積は年々増加する一方で、再造林率は4割程度</li> <li>・手入れ不足や再造林未実施林の増加等により、森林の持つ公益的機能の低下が懸念</li> <li>・野生鳥獣による林業被害は減少傾向にあるが、依然として高い水準</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な間伐や適地における再造林の推進等による適切な更新</li> <li>・自然条件等に応じて針広混交林化や広葉樹林化など多様な森林への誘導</li> <li>・野生鳥獣による被害軽減に向けた取組の促進</li> </ul>   |
| 林<br>業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の所有規模が小規模零細であることに加え、森林所有者の高齢化・不在村化の進行や経営意欲の低下などにより、管理不十分な森林の増加が懸念</li> <li>・林業就業者は長期的には減少しているが、近年は横ばいで推移</li> <li>・造林・保育事業等を担う林業技能者は大幅に減少</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな森林管理システムの構築<br/>森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化の推進</li> <li>・担い手となる林業就業者の確保</li> <li>・森林施業の低コスト化や伐採と再造林の一貫作業等に対応した技術・技能を有する林業就業者の育成</li> </ul>  |
| 木<br>材<br>産<br>業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材需要量・供給量はともに増加傾向にあるが、供給量における県産材のシェアは5割以下</li> <li>・原木価格は依然として低迷</li> <li>・各現場当たりの生産ロットが小規模原木市場を経由した流通が過半</li> <li>・製材工場は小規模工場が過半（1工場当たりの年間生産量は九州平均の約5割、建築用材に占める乾燥材の割合は2割程度）</li> <li>・新たな建築資材であるCLTや2×4工法部材の生産開始</li> <li>・県産材の輸出量は増加傾向にあるがそのほとんどが低質材</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の木材供給量に占める県産材のシェア拡大</li> <li>・木材の高付加価値化</li> <li>・原木の効率的かつ安定的な供給体制の構築</li> <li>・需要者ニーズに対応した品質・性能の確かなJAS製品等の安定的な供給体制の整備</li> <li>・CLTや2×4工法部材等の住宅分野以外（中高層建築物等）への利用促進</li> <li>・付加価値の高い製材品等の輸出拡大</li> </ul> |
| 特<br>用<br>林<br>産 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産額は近年横ばい（約40億円）で推移</li> <li>・過疎化・高齢化等により生産者の減少が進行</li> <li>・食の安心・安全に対する意識の高まり（国産志向）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産規模の拡大、生産性の向上及び高品質化・高付加価値化の促進</li> <li>・新規参入や将来の中核的な担い手の確保・育成</li> <li>・6次産業化の推進、マーケットインの発想による新たな販路拡大</li> </ul>   |

| 区分      | 現 状   | 課 題  |
|---------|---|--|
| 技術開発と普及 | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林・林業に対する新たな課題や森林所有者等のニーズに対応した技術開発の推進</li> <li>林業に関する技術等の普及，森林施業に関する指導等</li> <li>市町村の特性を踏まえた総合的な技術指導</li> <li>児童・生徒に対する森林・林業学習やその指導者に対するスキルアップ研修の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>先行的・総合的な視点からの情報収集と分析</li> <li>関係機関と連携・協調した迅速な対応</li> <li>時代に応じた技術の導入及び現地適応化の促進</li> <li>市町村職員への技術的支援</li> <li>森林環境教育の推進，みどりの少年団等の育成や活動促進</li> </ul> |

○ 鹿児島県森林環境税

|     |  |
|-----|--|
| 目 的 | <p>水源のかん養や災害の防止等すべての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性に鑑み，県民の理解と協力の下に，森林環境の保全や森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保することを目的として，平成 16 年 6 月，「鹿児島県森林環境税条例」を制定し，鹿児島県森林環境税を創設</p>   |
| 使 途 | <p>◇森林（もり）にまなびふれあう推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広く県民の皆様に森林・林業に対する理解を深めていただくとともに，森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため，森林にふれあう機会の提供や森林環境教育を実施するとともに，県民が自ら行う学習・体験活動や森林（もり）づくり実践活動などを支援</li> </ul> <p>◇森林（もり）をまもりそだてる整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な森林環境を創出し，将来にわたって県民が森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成するため，間伐等の森林整備や地域特性を生かした森林（もり）づくり，森林整備につながる県産材の利用拡大の取組などを推進</li> </ul> |

## 基本理念と目標

### 【基本理念】

「未来につなぐ多様で健全な森林づくり」と  
「人が輝き地域が潤う林業・木材産業の実現」を目指して

### 【目標】

この計画においては、森林の有する多面的機能が十分発揮され、その恩恵を将来にわたって県民が享受できる、多様で健全な森林づくりを進めるとともに、林業・木材産業が生産性・収益性の高い、活気と潤いに満ちた産業へと成長するよう、森林整備や林業振興に係る各般の施策の計画的な推進を通じ、10年後(2028年度)の木材生産額の5割アップ(150億円/年)と木材生産量の3割アップ(150万m<sup>3</sup>/年)、再造林面積の倍増(1,200ha/年)を目指します。

|   |             |                     |   |                      |   |
|---|-------------|---------------------|---|----------------------|---|
| 〔 | 木材生産額の5割アップ | <2017年度><br>(102億円  | → | <2028年度><br>150億円)   | 〕 |
|   | 木材生産量の3割アップ | (112万m <sup>3</sup> | → | 150万m <sup>3</sup> ) |   |
|   | 再造林面積の倍増    | (512ha              | → | 1,200ha)             |   |



## 目指すべき姿

### 【森林】

- ・ 計画的な間伐や伐採後の再造林等が適切に行われるとともに、地域特性や森林資源の状況などを踏まえ、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化や広葉樹林の整備など、多様で健全な森林づくりが進められ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されています。
- ・ 森林資源の循環利用が進み、バランスのとれた資源構成となり、地球温暖化防止や生物多様性の保全にも大きく貢献しています。
- ・ 森林・林業、木材利用等の意義や重要性について、県民の理解と関心が深まり、森林環境教育やレクリエーションの場としても森林が広く利用され、県内各地で県民参加による森林（もり）づくりが積極的に展開されています。

### 【林業・木材産業】

- ・ 森林施業及び林地の集約化が進むとともに、路網や高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムが定着し、生産性・収益性の高い林業生産活動が営まれ、木材生産量が増大するとともに、林業の採算性が確保されています。
- ・ ICT技術の活用により、森林の管理や施業技術の高度化が図られるとともに、幅広い知識や高い技能を身につけた林業技術者が育成され、安全で効率的な林業経営が営まれています。
- ・ 県内の木材需要に占める県産材の割合の増加をはじめ、製材品の輸出や県内外での新たな木材需要の創出などにより、県産材の需要が増加しており、それに呼応して木材の供給体制が整備され、「かごしま材」の競争力が高まり、林業・木材産業が活力ある産業に成長しています。
- ・ 安心・安全な特用林産物の生産体制が整備されるとともに、付加価値の高い商品開発が進み、県内外で需要が拡大しています。
- ・ これらにより、林業・木材産業が地域振興に寄与する、生きがい・やりがいのある職業として評価されるとともに、就労環境が整備され、若者や女性にも魅力ある産業となっています。

## 施策の推進方針

### 【施策体系】

#### 【基本理念】

「未来につなぐ多様で健全な森林づくり」と  
「人が輝き地域が潤う林業・木材産業の実現」を目指して

#### ◆かごしま未来創造ビジョン

(豊かな自然の共生と地球環境の保全)  
(安心・安全な県民生活の実現)

##### 1 森林整備・保全の推進

- (1) 多様で健全な森林づくり
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 森林吸収源対策の推進
- (4) 県民参加の森林（もり）づくり

#### ◆かごしま未来創造ビジョン

(革新的技術の導入と競争力のある産業の創出・振興)  
(ライフスタイルをデザインできる働き方の創出)

##### 2 担い手づくりと 林業経営対策

- (1) 担い手の確保・育成
- (2) 効率的・安定的な林業経営対策
- (3) 地域資源を活かした山村振興

##### 3 県産材の利用拡大・ 供給体制の強化

- (1) 原木の安定供給体制づくり
- (2) 木材産業の競争力強化
- (3) かごしま材の利用拡大
- (4) 新たな需要に向けた取組

##### 4 特用林産物の産地づくり

- (1) 生産性・付加価値の高い特用林産物の産地づくり

##### 5 技術開発と普及

- (1) 新たな技術の開発
- (2) 林業普及指導の充実

#### 【目標】

- ◎ 木材生産額の5割アップ 150億円 /年
- ◎ 木材生産量の3割アップ 150万m<sup>3</sup> /年
- ◎ 再造林面積の倍増 1,200ha /年

## 【施策の展開】

### (1) 森林整備・保全の推進

森林の多面的機能を持続的に発揮し、将来にわたって県民がその恩恵を享受するためには、適正な森林整備・保全を推進し、森林資源を適切に管理することにより、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。

このため、スギ・ヒノキ人工林については、計画的な間伐を推進するとともに、伐採後の再造林対策の強化、立地条件等を踏まえた広葉樹林等への誘導、優良苗木の安定供給体制づくり等の各種施策を総合的に進め、地球温暖化防止に貢献する森林の整備・保全を推進します。

また、地域特性を生かした森林づくりを進め、森林環境の保全を図るとともに、県民が森林にふれあう機会の提供や森林環境教育の実施などにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。

さらに、治山施設の計画的な整備、重要な松林における松くい虫被害対策、野生鳥獣による林業被害の防止対策などを推進します。

#### ア 多様で健全な森林づくり

- スギ・ヒノキ人工林の適地については、計画的な間伐や確実な再造林及び保育などを進め、森林資源の循環利用を促進します。

また、それ以外の森林については、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等の多様な森林への誘導を図ります。

- 苗木生産者の確保・育成や花粉の少ないスギ品種等による採穂園の造成、コンテナ苗生産施設の整備等により、優良苗木の確保を図ります。
- 奄美大島地域をはじめとする離島に多く分布している天然生林については、生物多様性や希少種の生息環境の保全にも配慮しつつ、適切な整備を行うことにより、公益的機能の発揮や有用樹の育成を図ります。
- 県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、バランスのとれた森林資源の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を促進します。



【適切な間伐の実施】



【伐採跡地の再造林】

- ・ 森林の経営管理の集積・集約化を進める「新たな森林管理システム」を構築するため、市町村や関係機関等と連携して森林経営管理制度の円滑な運用を推進するとともに、市町村に対し必要な支援を行います。

また、計画的な森林資源の活用に向けて、森林が有する機能毎のゾーニングなど、市町村森林整備計画の策定支援を行うとともに、林地台帳の精度向上や森林経営計画の作成を促進し、無秩序な伐採や造林未済地の発生防止に努めます。

- ・ 水源のかん養や山地災害防止等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な指定を進めます。  
また、保安林機能の維持・増進を図るため、森林整備を推進するとともに、指定目的に応じた適切な管理・保全対策に努めます。
- ・ 松くい虫等の被害に対しては、保安林など公益上重要な松林を保全していくため、関係市町村等と連携し、薬剤散布や伐倒駆除を有効に組み合わせながら、地域の実態に応じた防除・保全対策を実施します。
- ・ 野生鳥獣による林業被害対策については、被害原因の殆どを占めるニホンジカ、イノシシに関して、科学的データの収集や専門的捕獲従事者の育成、効率的な捕獲手法の導入など、個体数管理や被害防除対策等を総合的に講じることにより、林産物の被害軽減や人的被害の未然防止を図りつつ、地域個体群の安定的な維持を図ります。
- ・ 林地開発許可制度の適切な運用により、森林の公益的機能の保全を図るとともに、林野火災の予防や違法な森林の伐採等の防止などを図るため、森林ボランティア「森の見張隊」の協力を得ながら、森林保全巡視活動を推進します。
- ・ 森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、特に希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を生かした更新を図り、針広混交化や広葉樹林に誘導するなど、樹種や生育段階の多様性を増進する施業を推進します。

## イ 防災・減災対策の推進

- ・ 安全で安心して暮らせる県土づくりを推進するため、山地災害危険地区や荒廃森林等において、治山事業を計画的に実施するとともに、治山施設の長寿命化を図ります。  
併せて、山地防災ヘルパーによる地域住民の防災意識向上に向けた活動を支援するなど、国や市町村等と連携し、防災・減災対策に取り組みます。

## ウ 森林吸収源対策の推進

- ・ 地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現のため、二酸化炭素吸収量等の認証などにより、企業等による森林整備や建築物への木材利用、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質バイオマスの有効活用に向けた普及啓発を図ります。



## エ 県民参加の森林（もり）づくり

- ・ 「みどりの感謝祭」をはじめとした県民の森等でのイベントや「九州森林（もり）の日」の植樹活動など、県民が森林にふれあう機会を提供するとともに、森林・林業に関する学習体験活動への県民の参加を促進し、県民の森林・林業に対する理解を深め、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- ・ 森林の持つ公益的機能や森林整備の重要性等に対する理解を深めるため、地域住民や森林ボランティア団体、企業等が実施する森林（もり）づくり活動を支援することにより、多様な主体による森林（もり）づくりを推進します。
- ・ 関係機関、団体等と連携し、小中学校の児童生徒を対象とした森林環境教育を推進するとともに、緑の少年団や森林ボランティア組織などの育成と活動促進を図ります。



【みどりの感謝祭】



【九州森林（もり）の日植樹祭】

## (2) 担い手づくりと林業経営対策

木材の安定供給や再造林の確実な実施など、森林資源の循環利用を促進しながら、林業・木材産業の成長産業化を実現していくためには、林業労働力の安定的な確保・育成を図りつつ、生産性・収益性の高い林業事業体を育成していく必要があります。

このため、新規就業者の確保、雇用管理及び現場管理を統括できる経営感覚に優れた人材の育成に努めるとともに、計画的な路網整備や高性能林業機械の導入などによる低コスト作業システムの定着を図り、効率的・安定的な林業経営を推進します。

また、特用林産物の生産振興等による就業機会の確保や豊かな自然環境等を活用した体験活動などによる山村と都市との交流を促進し、山村地域の活性化を図ります。

## ア 担い手の確保・育成

- ・ 関係機関と連携して、U・Iターン者等の就業希望者を対象とした林業のPR活動や「鹿児島きこり塾」による新規就業に必要な技能講習、林業関連学科を有する高校等の生徒を対象とした技能講習の実施等により、新規就業の促進を図ります。
- ・ 効率的な路網整備計画や森林施業プランを作成し、適確に実行監理できる「森林施業プランナー」の育成を図ります。
- ・ 丈夫で簡易な森林作業道を作設する路網作設オペレーター等の育成・活動支援を推



進するとともに、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせ、高い生産性と安全性を確保した低コスト作業システムを実践する現場技能者の育成を図ります。

- ・ 機械作業に必要となる各種資格の取得や、労働災害の防止、就労条件の改善を図るための研修・指導等の取組を進め、林業従事者の定着化を促進します。

#### イ 効率的・安定的な林業経営対策

- ・ 「新たな森林管理システム」に対応できる林業経営者を育成するため、造林・保育の省力化・低コスト化に資する研修等を実施するとともに、計画的な森林整備等の実行体制の確保、雇用管理の改善、労働安全衛生対策等を促進します。

また、造林技術研修等を通じて、再造林の実施体制を有する林業事業体の育成を図ります。

- ・ 森林施業の集約化や計画的で適切な森林の整備・管理に資するため、林地台帳の精度向上を図るとともに、森林情報の収集及びデータベース化並びに境界の明確化を促進します。
- ・ 森林施業の集約化を積極的に推進し、施業内容に応じて路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた低コスト作業システムの定着を図ります。

路網の整備に当たっては、将来の森林整備や木材生産の計画を考慮し、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を推進します。

高性能林業機械の導入に当たっては、年間の事業量と稼働率の見通し、目標とする労働生産性、導入する作業システム、オペレーターの養成・確保などを考慮した機種を導入を促進します。

- ・ 林業事業体の経営改善や木材の生産・流通の合理化の推進に必要な林業振興資金や林業・木材産業改善資金など、各種制度資金の利用促進に努めます。



【高性能林業機械（プロセッサ）】



【高性能林業機械（フォワーダ）】

#### ウ 地域資源を活かした山村振興

- ・ 多様な地域資源を活用した特用林産物の生産振興等を通じて、就業機会の創出や所得の向上を図ります。
- ・ 豊かな自然環境等を活用した体験活動や森林整備活動等を通じて、都市との交流を

図りながら、地域の森林の保全と管理を促進します。

### (3) 県産材の利用拡大・供給体制の強化

林業・木材産業を安定的に成長させていくためには、県産材の利用拡大と供給体制の強化をバランス良く進めていく必要があります。

このため、川上から川下に至る関係者が連携し、森林施業の集約化や路網整備などにより、原木の安定的な供給体制を整備するとともに、木材の加工・流通施設の整備などにより、木材産業の競争力強化を図ります。

また、「かごしま木の家」づくりや公共施設等の木造・木質化、東アジア等への輸出拡大や木質バイオマス利用など、県産材の利用拡大を図るとともに、新たな需要に向けた取組を促進します。

#### ア 原木の安定供給体制づくり

- ・ 新たな森林管理システムの下、意欲と能力のある林業経営者による森林の経営管理の集積など、更なる森林施業の集約化を図り、重点的な路網の整備、高性能林業機械の導入を促進することにより、原木の供給力の向上を図ります。
- ・ 素材生産者と製材工場などとの協定取引の促進や、原木流通情報センター等を活用した山元から製材工場等への直送、木材集荷拠点となる中間土場の整備などを促進します。
- ・ ICTなどを活用し、生産現場と製材工場等のサプライチェーンマネジメントの構築等により、原木流通の合理化を促進します。

#### イ 木材産業の競争力強化

- ・ 「かごしま材」を安定的に供給するため、製材工場の規模拡大や地域材の利用促進に大きな役割を担うプレカット等の加工施設の整備を促進します。
- ・ 高品質な「かごしま材」を供給するため、木材乾燥施設の整備を促進するとともに、住宅メーカーやプレカット工場等が求める品質・性能の確かなJAS製品等を供給できる生産体制の構築に取り組みます。
- ・ 木材関連事業者が取り扱う木材等については、合法性などが確認できる合法伐採木材等の利用を促進します。

#### ウ かごしま材の利用拡大

- ・ 木材まつりなどのイベントの開催やモデル施設等の整備・活用を通じて、木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さを広く県民に普及啓発します。
- ・ かごしま材を積極的に活用した「かごしま木の家」づくりに取り組む工務店を「かごしま緑の工務店」として登録し、同工務店が行う住宅見学会の取組等を支援し、か

ごしま材の利用拡大を図ります。

- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「県公共建築物等木材利用促進方針」等に基づき、市町村と連携しながら、公共施設等の木造・木質化を促進します。
- ・ 平成30年3月に策定した「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づく戦略的な取組を推進するため、関係機関等と連携を図りながら、「県産材輸出サポーター」として登録された商社等が行う商談会等の取組支援など、販路の開拓や付加価値の高い製材品等の輸出拡大に取り組みます。



【かごしま木の家づくり】



【公共施設等の木造・木質化】

## エ 新たな需要に向けた取組

- ・ CLTや2×4工法部材等について、県内外の設計士や建築技術者等を対象とした構造見学会や技術講習会を開催し、中高層建築物・低層非住宅建築物への利用促進を図ります。
- ・ 木質耐火部材等新たな木製品や製材・加工技術等の開発に向けた取組を促進するとともに、その普及啓発を図ります。
- ・ 未利用間伐材や低質材等については、木質バイオマスエネルギーの原料や畜産用敷料等としての利用促進を図ります。

## (4) 特用林産物の産地づくり

特用林産物は、農山村地域における就労機会の創出や収入源の確保に大きな役割を果たしており、山村地域の活性化や林業の成長産業化を進める上でも、地域特性を生かした生産性や付加価値の高い特用林産物の産地づくりを進めていく必要があります。

このため、生産体制の整備、担い手の確保・育成及び需要の拡大に取り組みます。

### ア 生産性・付加価値の高い特用林産物の産地づくり

#### 《生産体制の整備》

- ・ たけのこやしいたけ、枝物等の生産基盤や集出荷施設の整備などによる安定的かつ効率的な生産体制及び集出荷体制の整備を促進します。



特に、たけのこ・竹材については、竹林改良を通じて青果用・加工用たけのこ竹材の一体的な生産振興を促進します。

- ・ 作業路等の整備や機械化を促進し、生産コストの低減を図ります。
- ・ 栽培技術の研究や生産技術研修会、品評会等を通じて、より質の高い特用林産物の生産を目指すとともに、しいたけや枝物については、消費者ニーズに対応した優良品種の生産を促進します。
- ・ マーケットインの発想による加工食品の開発や素材の特性を生かした製品の開発などにより、高付加価値化を促進します。



【整備された竹林】



【しいたけほだ場】

#### 《担い手の確保・育成》

- ・ 生産者養成講座や生産技術講習会の開催等を通じて新規生産者等の確保・育成を図るとともに、新規生産者の定着化を支援するため、早掘りたけのこや原木しいたけ、枝物については、市場情報等の提供や相談員の設置等による技術指導等を行います。
- ・ 技術研修や生産基盤の整備支援等を通じて、経営意欲の高い中核的生産者を育成します。

#### 《需要の拡大》

- ・ 安心・安全な食品を求める消費者ニーズに対応するため、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や「かごしま竹炭・竹酢液推薦制度」の普及と認証取得を推進します。
- ・ 特用林産物の高品質化・高付加価値化を図りながら、県内外の市場関係者や消費者との強い信頼関係を構築するとともに、本県産の特用林産物のイメージアップとブランド力の向上を促進します。
- ・ 若い世代を対象とした食育活動や伝統的食文化の継承と普及を推進することにより、地域の食文化として特用林産物の地産地消の定着を図ります。
- ・ イベント等を通じて消費者ニーズを的確に捉えた特用林産物のPR活動を行うとともに、ICT等を活用した効果的な情報発信を行います。

## (5) 技術開発と普及

森林資源が充実する中、林業・木材産業を取り巻く情勢は大きく変化してきており、試験研究や普及指導に対する要請も多様化・高度化しています。

このため、森林・林業に対する新たな課題や森林所有者等のニーズに対応した新たな技術の開発に取り組みます。

また、森林所有者や市町村、森林組合等林業事業体に対し、林業に関する技術等の普及と森林施業に関する指導を実施するとともに、試験研究の成果については、迅速・的確な普及活動に努め、その成果の定着を図ります。

### ア 新たな技術の開発

- 森林の育成技術や施業の省力化等に関する調査研究、商品価値の高い特用林産物の生産技術の確立等に取り組むとともに、研究成果等の普及定着を図ります。
- 大学や森林総合研究所等の研究機関と連携し、効率的かつ精度の高い共同研究を推進します。
- 自然災害等緊急に対応を要する課題については、関係機関と連携・協調して迅速な課題解決に努めます。



【試験・調査研究】

### イ 林業普及指導の充実

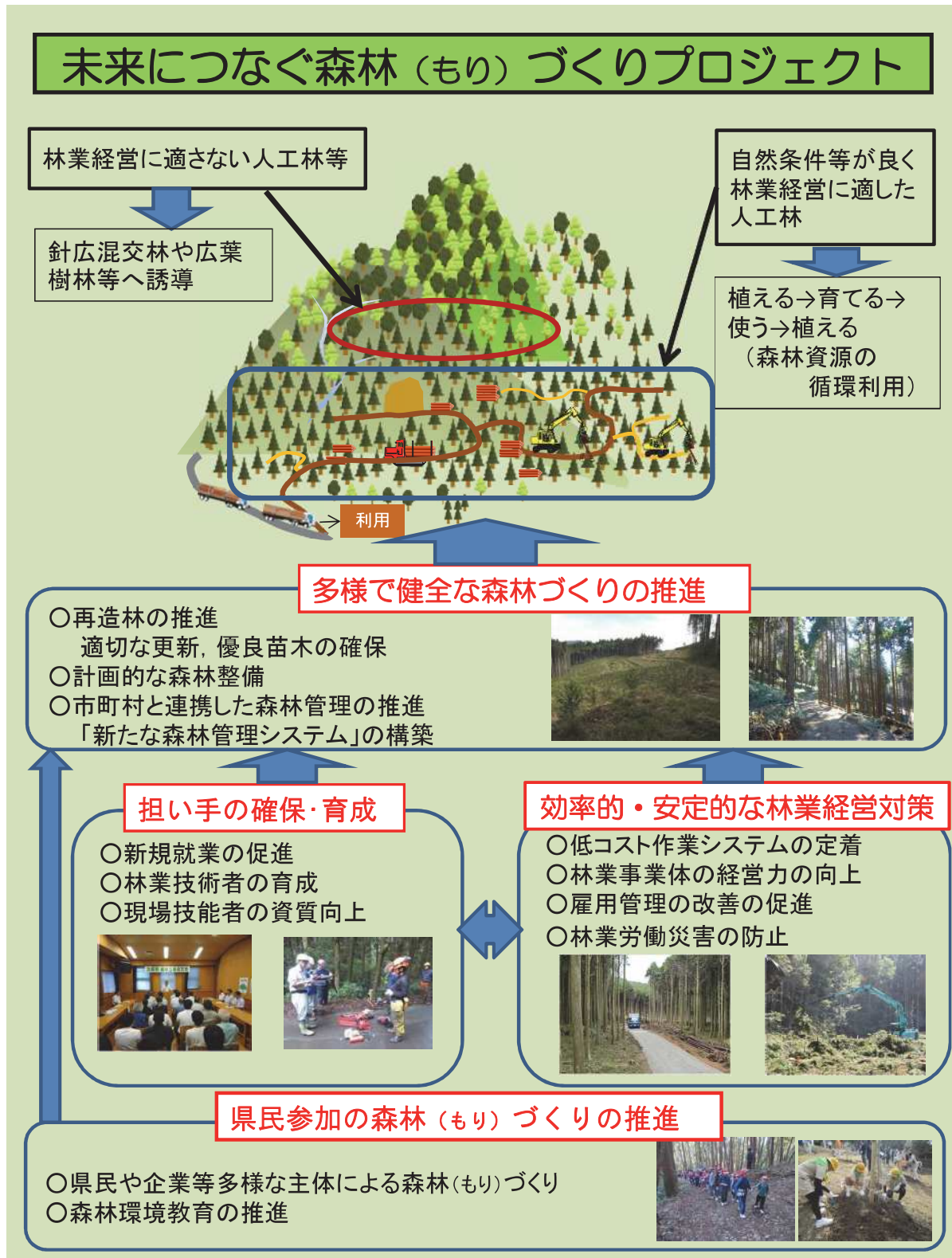
- ICT等先端技術を活用した効果的な路網の設計技術の研修を行うなど、最新技術の現地適応化を図ります。
- 地域林業のリーダーとしての青年林業士等の育成や地域の林業研究グループの活動支援等を通じて、林業後継者の育成を図ります。
- 森林総合監理士を計画的に育成し、市町村が行う森林・林業施策に対する技術的支援を強化します。
- 児童・生徒に対する森林環境教育や指導者に対するスキルアップ研修等を実施するとともに、緑の少年団等の育成や活動促進に取り組みます。



# 戦略プロジェクト

## (1) 未来につなぐ森林（もり）づくりプロジェクト

人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、県民が将来にわたり、この豊かな森林からもたらされる様々な恩恵を享受していくため、計画的な間伐や再造林などの適切な更新による多様で健全な森林づくりを推進するとともに、担い手の確保・育成、効率的・安定的な林業経営対策及び多様な主体による森林（もり）づくりについて、総合的・効果的かつ一体的に取り組めます。



## (2) 林業成長産業化プロジェクト

林業・木材産業の生産性・収益性を高め、地域の就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業に転換する「成長産業化」を実現するため、木材を効率的・安定的に生産・供給できる体制の整備、木材産業の競争力強化、かごしま材の利用拡大対策など、県産材の有利販売や市場価値を高めるための施策について、川上から川下の関係機関・団体等が連携して一体的に取り組みます。



## 計画実現の方策

### (1) 計画推進に当たっての配慮

本計画に掲げた施策を実効性のあるものとしていくため、国、市町村、大学、森林所有者、林業事業者・木材産業関係者等の連携・協力のもと、森林整備の推進や県産材の利用促進など林業振興に資する取組を一体的に進めます。

### (2) 関係機関等ごとの役割

#### ア 県

県は、森林・林業・木材産業の振興を図るため、当計画に基づき、年度毎の施策・事業の企画・立案を行うとともに、国、市町村、大学、林業事業者・木材産業関係者等と連携し、総合的に施策を推進します。

また、森林所有者に適切な森林の整備・保全の必要性を普及啓発する取組を市町村等と連携して積極的に推進するとともに、県民に対しては、森林・林業に対する理解を深めるための取組や県民参加の森林（もり）づくり活動の支援等を通じて、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。

#### イ 市町村

市町村は、当計画における施策の推進方針や管内の森林の状況、住民の要請等を踏まえ、地域の特性を活かした施策を計画的に推進していくことが期待されます。

特に市町村森林整備計画については、地域の森林のマスタープランとなるよう、地域の合意形成に基づき森林施業の規範や路網ネットワーク、森林の機能区分等を明示するとともに、森林所有者や林業事業者等に対して施業の実施に関する指導を行うなど、管内の森林整備の推進に主導的に取り組んでいく必要があります。

また、新たな森林管理システムの下では、市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を委ね、または市町村自らが森林管理を行うこととなることから、森林の集積・集約化や公的管理に必要な業務を円滑に進めるための執行体制の整備が必要となります。

#### ウ 森林所有者

森林所有者は、その所有する森林が公益的機能を有し、県民に多くの恩恵を与えることができる県民共有の財産としての側面を持つことを認識し、適切な管理や整備に自ら取り組むことが期待されます。

また、所有する森林の整備等を自ら行えない場合には、市町村を通じて、意欲と能力のある林業経営者へ森林の経営管理を委託するなどし、適切な整備等に努めていく必要があります。

併せて、所有する森林の木竹が第三者の管理する道路、鉄道等の利用に支障を及ぼすことがないように、適切な管理に努めていく必要があります。

## エ 林業事業体

林業事業体は、地域の森林整備や林業振興の担い手として、森林施業の集約化等による生産性の向上に努めるとともに、公益的機能の維持増進に配慮された森林施業を推進することにより、地域森林の持続的な経営管理の牽引役としての役割を果たしていく必要があります。

特に森林組合については、森林所有者の協同組織として、組合員に対するサービスと指導を強化し、組合員を中心に組合員以外の森林も含め、森林施業の集約化と適切な森林整備等に取り組んでいく必要があります。

## オ 木材産業関係者

木材産業関係者は、新たな木製品や製材・加工等の技術開発を進めるとともに、生産性の向上や流通の合理化等を進め、かごしま材や県産チップ等の安定供給体制の構築に努めていく必要があります。

また、木材利用の促進を図るため、消費者等に対して、木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さを広くPRしていく必要があります。







鹿児島県

**鹿児島県森林・林業振興基本計画  
(概要版)**

発行 平成 31 年 3 月

**鹿児島県環境林務部環境林務課**

〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
TEL (099) 286-2111